

別表第十六その八（第八十六条の十五関係）（平15内府令92・追加、平21防省令13・旧別表第十二その八線下・一部改正、令元防省令4・一部改正）

第 号	
公 用 取 消 令 書	
住 所	
氏 名 (法人については、その 名称)	
自衛隊法（昭和29年法律第165号）	第103条第1項本文 第103条第1項ただし書 第103条第2項 第103条第3項 の規定に基 第103条第4項 第103条の2第1項 第103条の2第2項
づく公用令書（第 号（ 年 月 日）に係る処分を次のとおり取り消したので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第135条の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分者 印	
取り消した処分の内容	
備 考	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。